

府中市測量及び建設コンサルタント等業務最低制限価格事務取扱要領

| | | |
|-------|-------|------|
| 平成23年 | 4月1日 | 制定 |
| 平成23年 | 12月1日 | 一部改正 |
| 平成24年 | 3月1日 | 一部改正 |
| 平成26年 | 4月1日 | 一部改正 |
| 平成27年 | 4月1日 | 一部改正 |
| 平成28年 | 4月1日 | 一部改正 |
| 平成29年 | 4月1日 | 一部改正 |
| 平成30年 | 4月1日 | 一部改正 |
| 令和2年 | 4月1日 | 一部改正 |
| 令和8年 | 4月1日 | 一部改正 |

(趣旨)

第1条 この要領は、府中市建設コンサルタント等業務執行規則（平成27年府中市規則第8号）第6条に規定する最低制限価格の設定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格は、原則として、次に掲げる業務について設定するものとする。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務については、最低制限価格を設定しないものとする。

- (1) 随意契約による業務
- (2) 総合評価落札方式一般競争入札の対象となる業務
- (3) その他市長が特に認める業務

(最低制限価格基準価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計金額に基づき、次の各号に掲げる式により得た額（当該金額に1万円未満の端数がある場合は、切り上げる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該工事の

予定価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該工事の予定価格に100分の85を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該工事の予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

直接測量費+測量調査費+諸経費×50%

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

直接人件費+特別経費+技術料等経費×60%+諸経費×60%

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

直接人件費+直接経費+その他原価×90%+一般管理費×50%

(4) 地質調査業務

直接調査費+間接調査費×90%+解析等調査業務費×80%
+諸経費×50%

(5) 補償関係コンサルタント業務

直接人件費+直接経費+その他原価×90%+一般管理費×50%

2 前項に掲げる2以上の業務から構成されている業務の基準価格は、それぞれの業務区分ごとに、前項の規定により算出した額の合計額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、当該工事の予定価格に100分の70から100分の85までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額(当該金額に1万円未満の端数がある場合は、切り上げる。)に100分の110を乗じて得た額とすることができる。

4 前3項の最低制限価格を設定したときは、予定価格調書(様式第1号)に記入するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 契約担当課長は、入札条件等に、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定によって落札者を決定する旨(最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格を設けて最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする旨)を記載して、入札参加者に周知するものとする。

2 契約担当課長は、入札参加者に示す入札条件に前項及び最低制限価格がもうけられている旨を記載して、入札参加者へ周知するものとする。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者がある場合は、直ちにその者を失格とし、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回る価格の入札をした者の再度の入札への参加は認めない。
(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格は、開札後公表するものとする。ただし、入札が不調に終わり、落札者が決定しなかった場合には、公表しないものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格等の設定については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に公告を行った入札の最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

